

## 2 公共施設状況調査編

# 令和3年度市町村公共施設状況調査

「令和3年度市町村公共施設状況調査」は、総務省からの照会に基づいて、県内全市町村を対象に令和3年度末における公共施設の状況を中心に調査したものであり、本表はこの調査結果の一部を集計したものである。

## 1 調査範囲

市町村が所有し、または管理している公共施設等のうち、原則として普通会計に属するものを対象としているが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれる。

(注) 平成15年度の調査から事務の軽減及び簡素化の観点から改正が行われ、全項目の調査を3年に一度の間隔で実施し、間の2年間は縮小調査を実施していたが、平成20年度調査から、全項目調査が廃止された。

(注) 以下の項目は、全調査項目を示したものであるが、縮小調査である平成27年度公共施設状況調査による集計項目については右欄に○印を記した。

## 2 集計項目及び調査時点等

項	目	調査時点及び算式	掲載
国勢調査人口等		令和4年3月31日現在	○
住民基本台帳登録人口	(外国人住民を含む)	令和4年1月1日現在	○
道		令和4年4月1日現在	
	実延長		○
	改良済延長		
	人口1人当たり改良済延長	( $\frac{\text{改良済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	舗装済延長		
	人口1人当たり舗装済延長	( $\frac{\text{舗装済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	自動車交通不能道比率	( $\frac{\text{自動車交通不能道延長}}{\text{実延長}} \times 100$ )	
	面積		○
橋りょう		調査時点：-	
	木橋延長		
	永久橋延長		
	混合橋延長		
	総延長		
	永久橋延長比率	( $\frac{\text{永久橋延長}}{\text{総延長}} \times 100$ )	
	永久橋比率	( $\frac{\text{永久橋数}}{\text{総橋数}} \times 100$ )	
	人口1人当たり永久橋延長	( $\frac{\text{永久橋延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	荷重制限橋延長		
	荷重制限橋延長比率	( $\frac{\text{荷重制限橋延長}}{\text{総延長}} \times 100$ )	
	荷重制限橋比率	( $\frac{\text{荷重制限橋数}}{\text{総橋数}} \times 100$ )	
	交通不能橋延長		

項	目	調査時点及び算式	掲載
農業施設	交通不能橋延長比率 交通不能橋比率	$\left( \frac{\text{交通不能橋延長}}{\text{総延長}} \times 100 \right)$ $\left( \frac{\text{交通不能橋数}}{\text{総橋数}} \times 100 \right)$	
		令和4年3月31日現在	
農業施設	農道延長 市町村有 その他		○
林業施設	耕地面積 林地延長 市町村有 国 その他	令和4年3月31日現在	○
都市計画事業	林野面積	調査時点：-	
公園	都市計画区域内人口 土地区画整理事業 実施済地区数 実施済面積		
	街路事業 計画延長 実施済延長 実施率	$\left( \frac{\text{実施済延長}}{\text{計画延長}} \times 100 \right)$	
		令和4年3月31日現在	
	都市公園等面積 (都市計画区域内) 市町村立 市町村立以外		○ ○
	その他の公園面積 (都市計画区域外) 市町村立 市町村立以外		○ ○
	1人当たり公園面積		

項	目	調査時点及び算式	掲載
公 営 住 宅 等	対都市計画区域内人口	$(\frac{\text{都市公園等面積}}{\text{都市計画区域内人口}})$	
	対住民基本台帳人口	$(\frac{\text{総公園面積}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	○
	公 営 住 宅 等 戸 数	令和4年3月31日現在	○
	非 木 造		
	木 造		
	公 営 住 宅 等 比 率	$(\frac{\text{公営住宅等戸数}}{\text{国調世帯数}} \times 100)$	
	入 居 競 争 率	$(\frac{\text{応募件数}}{\text{公募戸数}})$	
廃 棄 物 処 理 施 設		令和4年3月31日現在	
し 尿 処 理 施 設			
	処 理 計 画 人 口		
	処 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{し尿処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	下 水 道 マ ン ホ ー ル 投 入		
	処 理 施 設 処 理		
	そ の 他		
	自 家 処 理 量		
	下 水 道 放 流		
	し 尿 浄 化 槽 処 理		
	そ の 他		
ご み 処 理 施 設	衛 生 処 理 率	$\left\{ \frac{(\text{下水道マンホール投入+処理施設処理+下水道放流+し尿浄化槽) 処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100 \right\}$	
	処 理 計 画 人 口		
	処 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{ごみ処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○

項	目	調査時点及び算式	掲載
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	焼 却 処 理		
	高 速 堆 肥 化 処 理		
	埋 立 処 理		
	そ の 他		
	自 家 処 理 量		
	焼却及び高速堆肥化処理率	$(\frac{\text{焼却処理量}+\text{高速堆肥化処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
上 水 道 等		令和3年3月31日現在	
	上 水 道 等 給 水 人 口	(上水道+簡易水道+専用水道+飲料水供給施設)	
	上 水 道 等 普 及 率	$(\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	
下 水 道 等		令和4年3月31日現在	
公 共 下 水 道	現 在 処 理 区 域 内 人 口		○
	現 在 処 理 区 域 面 積		○
	公 共 下 水 道 普 及 率	$(\frac{\text{公共下水道現在処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		
農 業 集 落 排 水 施 設	現 在 処 理 区 域 内 人 口		○
	現 在 処 理 区 域 面 積		○
林 業 集 落 排 水 施 設	現 在 処 理 区 域 内 人 口		○
	現 在 処 理 区 域 面 積		○
簡 易 排 水 施 設	現 在 処 理 区 域 内 人 口		○
	現 在 処 理 区 域 面 積		○
小 規 模 集 落 排 水 施 設	現 在 処 理 区 域 内 人 口		○
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	処 理 人 口		○
合 併 処 理 浄 化 槽	処 理 人 口		○
	下 水 道 等 普 及 率	$(\frac{\text{(公共下水道+農集排+林集排+簡排+小規模排水)現在処理区域内人口}+\text{(コミ・プラ+合併浄化槽)処理人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		

項 目	調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
児 童 福 祉 施 設	令和3年10月1日現在	
保 育 所		
市 町 村 立 箇 所 数		○
定 員		
市 町 村 立		
市 町 村 立 以 外		
入 所 対 象 者 数		
保 育 所 施 設 充 足 率		
市 町 村 立	$(\frac{\text{市町村立定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
私 立 含 み	$(\frac{\text{定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
母 子 生 活 支 援 施 設		
市 町 村 立 箇 所 数		○
幼 稚 園	令和4年5月1日現在	
定 員		
市 町 村 立		
県 立		
私 立		
幼 児 人 口	調査時点：-	
公・私立幼稚園施設充足率	$(\frac{\text{幼稚園定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
公・私立保育所定員	(除乳児) 調査時点：-	
公・私立幼稚園・保育所定員	幼稚園定員+保育所定員(除乳児)	
公・私立幼稚園・保育所施設充足率	$(\frac{\text{公・私立幼稚園・保育所定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
老 人 福 祉 施 設	令和4年10月1日現在	
養 護 老 人 ホ ー ム		
定 員		
市 町 村 立		
組 合 立		
市 町 村 立 箇 所 数		○
組 合 立 箇 所 数		○
定 員		
市 町 村 立		
組 合 立		
市 町 村 立 箇 所 数		○
組 合 立 箇 所 数		○

項	目	調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
軽費老人ホーム	市 町 村 立 箇 所 数		○
	組 合 立 箇 所 数		○
老人デイサービスセンター	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
老人福祉センター	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
老人短期入所施設	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
その他の社会福祉施設		調査時点：-	
老人憩いの家	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
介護老人保健施設	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
保 護 施 設		令和3年10月1日現在	
授産施設	箇 所 数	(市町村立)	○
更生施設	箇 所 数	(市町村立)	○
学 校 施 設		調査時点：-	
小 学 校	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	校 舎 面 積	(市町村立+組合立)	
	児 童 数	(市町村立+組合立)	
	児童1人当たり校舎面積	$(\frac{\text{校舎面積}}{\text{児童数}})$	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	$(\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	$(\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	$(\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	校舎不足学校比率	$(\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校舎不足面積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	$(\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100)$	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	$(\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	プール設置学校数	(市町村立+組合立)	
	プール設置学校比率	$(\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	学 級 数	(市町村立+組合立)	

項 目		調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
中 学 校	1 学級当たり児童数	$(\frac{\text{児童数}}{\text{学級数}})$	
	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	校 舎 面 積	(市町村立+組合立)	
	生 徒 数	(市町村立+組合立)	
	生徒1人当たり校舎面積	$(\frac{\text{校舎面積}}{\text{生徒数}})$	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	$(\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	$(\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	$(\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	校舎不足学校比率	$(\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校 舎 不 足 面 積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	$(\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100)$	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	$(\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	プ ー ル 設 置 学 校 数	(市町村立+組合立)	
	プール設置学校比率	$(\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	高 等 学 校	学 級 数	(市町村立+組合立)
1 学級当たり生徒数		$(\frac{\text{生徒数}}{\text{学級数}})$	
そ の 他 施 設	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	令和4年3月31日現在		
	児 童 館 箇 所 数		○
	隣 保 館 箇 所 数		○
	公会堂・市民会館 箇 所 数		○
	公 民 館 箇 所 数		○
	図 書 館 箇 所 数		○



項 目		調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
博 物 館 等	博 物 館		
	総合博物館箇所数		○
	科学博物館箇所数		○
	歴史博物館箇所数		○
	美術博物館箇所数		○
	その他箇所数		○
	その他の博物館箇所数		
体 育 施 設	体 育 館 箇 所 数		○
	陸上競技場箇所数		○
	野球場箇所数		○
	プール箇所数		○
診 療 施 設	病院箇所数、病床数		○
	市 町 村 立		○
	市 町 村 立 以 外		○
	診療所箇所数、病床数		○
	市 町 村 立		○
	市 町 村 立 以 外		○
保 健 セ ン タ ー	箇 所 数		○
青年の家・自然の家	箇 所 数		○
集 会 施 設	箇 所 数		○
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	箇 所 数		

### 3 集計項目等の概要

#### (1) 国勢調査人口等

「国勢調査人口等」には、令和4年3月31日現在における市町村の区域に係る数値を計上している。

#### (2) 住民基本台帳登載人口

「住民基本台帳登載人口」には、住民基本台帳法に基づいた令和4年1月1日現在における住民基本台帳登載人口(外国人住民を含む)を計上している。

#### (3) 道 路

公共施設状況調査でいう「道路」は、道路法第8条及び第16条の規定により市町村長が認定し、市町村が管理する道路をいう。ただし、道路法第48条の13第1項の「自転車専用道路」、同条第2項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第3項の「歩行者専用道路」は含めていない。また、市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路については、道路台帳に基づき、境界により区分している。

ア「実延長」には、道路法第18条第2項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう(横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。)に係る延長を含んだものを計上している。なお、ダブルウェイについては両方の延長、面積を計上している。

イ「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積(道路法施行規則第4条の2第3項第8号の規定によるもの。)を計上している。

#### (4) 農道延長

「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が通行可能な幅員(1.8m)以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。)について計上している。市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外の者が管理している農道については含めない。

なお、農道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (5) 林道延長

「林道延長」には、林道規定(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達)第4条に規定する林道について計上している。当該市町村が管理する林道(併用林道を含み、森林鉄道、索道は除く。)を計上し、市町村が設置した林道であっても、国、県、森林開発公団、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。

なお、林道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (6) 公 園

ア「都市公園等(都市計画区域内)」の「市町村立公園」には、「都市公園」(都市公園法第2条第1項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)。したがって、児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めない。)及び都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村等が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを計上している。

また、令和4年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含めている。

イ「その他の公園(都市計画区域外)」の「市町村立公園」には、「都市公園」及び都市公園法に基づく公園以外の公

園で、都市計画区域外において市町村等が、都市公園法第2条第2項に定める公園施設と同種の施設を設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供している街区公園、運動公園等の公園について計上している。

ウ「市町村立」には、市町村が設置(県、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に県から委託されているものを除く。)している都市公園等について計上している。

エ「市町村立以外」には、国、県及び公団等が設置(市町村、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く。)している都市公園等を計上している。

オ「一人当たり公園面積」には、令和3年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する、市町村立及び市町村立以外の全ての公園面積の割合を計上している。

## (7) 公営住宅等

次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを計上している。したがって、令和4年3月31日現在空家であっても市町村が管理しているものは含めて計上しているが、分譲に係るものは含めていない。

ア 公営住宅……公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。

イ 改良住宅……住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。

ウ 単独住宅……公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。

## (8) 廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について計上している。集計にあたり、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等をさらに収集処理した分については、対象から外している。

なお、一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。

ア「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登録人口を計上している。

イ「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても含めている。

## (9) 給水人口

他の市町村の施設から給水を受けている場合の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口に含めて計上している。

なお、「給水人口」は、令和4年3月31日現在において、住民基本台帳登録人口のうち現に給水をしている人口を計上している。施設の区分は次のとおりである。

ア「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

イ「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道(水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。)及び専用水道(寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって101人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないものをいう。)以外のもので、100人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

## (10) 下水道等

ア「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)及び下水

道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する特定公共下水道をいい、一部事務組合によるものを含めて計上している。

(ア)「現在処理区域内人口」には、供用を開始しているものについて、公共下水道台帳に記載されている人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、公共下水道台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を計上している。

(ウ)「公共下水道普及率」は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する現在処理区域内人口の割合を計上している。

イ「農業集落排水施設」とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通達)、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官通達)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官通達)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は農村振興総合整備事業等実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官通達)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第130号、国水下水事第3号、環廃対発第1604202号)による「農業集落排水整備事業」のうち市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、農業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、農業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

ウ「林業集落排水施設」とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整第1019号農林水産事務官依命通知)による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、林業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、林業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

エ「簡易排水施設」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の面積を計上している。

オ「小規模集合排水処理施設」とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号自治事務次官通知)による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、小規模集合排水処理施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

カ「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

(ア)「処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る令和3年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を計上している。

キ「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している令和3年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を計上している。

ク「下水道等普及率」は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設に係る現在処理人口及びコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽に係る処理人口の割合を計上している。

### (11) 児童福祉施設

ア「市町村立保育所」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所の箇所数を計上している。従って、季節保育所は含まない。なお、豪雪等により一時閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において計上している。

イ「市町村立母子生活支援施設」には、児童福祉法第35条の規定により設置された母子生活支援施設(管理・運営を委託しているものを含む)を計上している。

### (12) 老人福祉施設

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(いずれも管理・運営を委託しているものも含む。)について計上し、老人福祉法によらない施設は含めていない。

なお、一部事務組合立の施設については、関係市町村ごとに最も妥当な方法により按分して小数点第1位まで計上している。

ア「養護老人ホーム」………環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

イ「特別養護老人ホーム」………身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

ウ「軽費老人ホーム」………無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するための施設。

### (13) 保護施設

令和3年10月1日現在において、生活保護法第40条の規定により設置された保護施設(管理・運営を委託しているものも含む)について計上している。

ア「授産施設」………身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設。

イ「更生施設」………身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設。

### (14) その他の施設

「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設(一部事務組合の事務所所在市町村に計上)を含めている。

ア「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について計上している。

イ「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を計上している。

ウ「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設

置された施設について計上している。

エ 「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館について計上している。

オ 「図書館」には、図書館法第2条の規定により設置している図書館(分館を含む。)について計上している。なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設整備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

カ 「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」に区分し計上している。

キ 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の付属施設は除く。)について計上している。なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて計上し、「プール」の箇所数は、プールごとに1としている。

ク 「診療施設」には、病院(医療法第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)、診療所(医療法第1条の5第2項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものを含め計上している。

ケ 「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について(昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて計上している。

コ 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について計上している。

サ 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があれば全て計上している。他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば計上している。

#### 4 調査対象団体

令和4年3月31日現在の市町村を対象として作成している。

長野県対象団体 77	}	市 19
		町 23
		村 35

集計表

区分 市町村	国勢調査人口 (令和2年) (R4.3.31) 現在	住民基本 台帳人口 (R4.1.1) 現在	道 路		農道延長 (m)	林道延長 (m)	公 園				公営住宅等 改善住宅 単独住宅 (戸)	廃棄物処理施設(屎)		廃棄物処理施設(ごみ)	
			実延長 (m)	面 積 (㎡)			市町村有	市町村有	市町村立 (㎡)	市町村立 以外 (㎡)		その他の公園面積 (都市計画区域外) 市町村立 以外 (㎡)	一人当たり 公園面積 対住民基本 台帳人口 (㎡)	処理人口 (人)	年間 総収集量 (kg)
長野市	372,760	371,651	4,394,009	20,580,519	727,960	321,484	3,101,757	98,965	95,456	18,289	12,857	3,649	18,289	369,652	112,365
松本市	241,145	236,968	2,328,025	12,049,318	132,903	275,519	2,623,202	906,000	169,781	4,310	1,717	2,782	4,310	237,332	85,549
上田市	154,055	154,615	1,838,681	9,638,312	288,200	238,200	2,059,438		263,632	8,955	9,330	1,818	8,955	154,134	42,931
岡谷市	47,790	48,095	382,814	1,905,218	6,171	57,361	628,674			595	672	579	595	47,854	11,743
飯田市	98,164	98,398	1,705,443	7,381,364	29,822	162,538	826,744	138,000	2,000	6,493	7,978	838	6,493	98,921	20,994
諏訪市	48,729	48,636	547,314	2,502,779	36,357	63,847	715,991			1,601	146	223	1,601	48,419	14,939
須坂市	49,559	50,062	765,592	3,545,615	16,208	84,308	524,208			3,967	3,556	580	3,967	49,910	12,883
小諸市	40,991	41,756	951,068	3,931,645		6,729	731,500			12,002	922	768	12,002	41,641	9,778
伊那市	66,125	66,528	1,941,754	8,789,776	86,663	226,887	535,240	19,891	7,256	5,636	4,331	710	5,636	66,261	15,372
駒ヶ根市	32,202	32,189	648,490	3,192,527	645	49,911	631,081		106,529	2,443	2,795	384	2,443	32,135	6,437
中野市	42,338	43,477	862,274	3,829,157	27,433	24,224	418,139		37,139	3,440	4,456	331	3,440	41,790	10,812
大町市	26,029	26,425	822,016	3,808,137	14,180	125,357	369,744	2,326,000	15,315	6,307	6,307	604	6,307	26,237	5,823
飯山市	19,539	20,059	764,184	3,690,227	370,589	32,697	302,449		85,277	959	866	347	959	19,909	5,955
茅野市	56,400	55,108	1,797,904	7,939,510		18,664	856,723			2,802	134	337	2,802	55,811	17,466
塩尻市	67,241	66,329	888,219	4,304,876	40,500	83,094	468,447	510,000	54,501	1,537	1,609	559	1,537	66,127	18,938
佐久市	98,199	98,439	1,971,791	10,480,195	34,831	235,491	1,123,466	5,000	5,000	10,053	4,859	1,031	10,053	98,317	23,478
千曲市	58,852	59,833	781,633	3,416,445	41,380	80,002	690,255		8,370	6,601	1,810	332	6,601	59,601	12,966
東御市	30,122	29,677	663,985	3,215,143	60,740	8,445	336,174			3,749	1,938	280	3,749	29,605	6,114
安曇野市	94,222	96,752	1,688,671	8,775,249	65,515	123,480	857,889	1,496,721		5,741	13,818	382	5,741	96,659	26,409
計	1,644,462	1,644,997	25,743,867	122,976,012	1,980,097	2,218,238	17,801,121	5,495,577	850,256	103,315	80,101	16,534	103,315	1,640,315	460,952
小海町	4,353	4,414	307,412	2,158,616	81,030	58,055				1,615	569	67	1,615	4,397	1,156
佐久穂町	10,218	10,605	738,305	2,822,188		133,530	162,303			1,455	1,393	111	1,455	10,605	2,116
川上村	4,344	3,844	602,021	2,263,362	3,078	20,430			52,772	1,004	381	79	1,004	3,858	513
南牧村	3,242	3,065	416,456	2,987,568		34,725			60,042	1,854	36	70	1,854	3,097	383
南相木村	962	969	210,478	1,662,554	17,567	53,241				442	37	84	442	962	197
北相木村	752	690	232,686	1,802,872	25,751	51,532				502	60	82	502	671	123
軽井沢町	19,188	21,231	415,052	1,896,518	51,143	12,146	1,300,500			11,813	3,729	245	11,813	21,301	9,840
御代田町	15,555	16,052	223,628	1,186,568	52,565	23,574	129,499			1,132	670	161	1,132	16,136	3,088
立科町	6,612	6,970	321,649	1,723,286	2,598	21,873				1,066	473	91	1,066	6,936	1,865
計	65,226	67,840	3,467,687	18,503,532	233,732	409,106	1,592,302		112,814	20,883	7,348	990	20,883	67,963	19,281
上長和町	5,600	5,815	307,739	1,904,761	90,161	96,475			96,071	1,577	272	185	1,577	5,776	1,541
青木村	4,121	4,293	168,177	751,428	54,114	22,938			400,768	632	247	98	632	4,257	809
計	9,721	10,108	475,916	2,656,189	144,275	119,413			496,839	2,209	519	283	2,209	10,033	2,350

# 集計表

区分 市町村	国勢調査人口 (令和5年) (R4.3.31) (現在)	住民基本 台帳人口 (R4.1.1) (現在)	道 路		農道延長 市町村有 (m)	林道延長 市町村有 (m)	公 園				公営住宅等 公営住宅 改良住宅 単独住宅 (戸)	廃棄物処理施設(し尿)		廃棄物処理施設(ごみ)			
			実延長 (m)	面 積 (㎡)			市町村立 (㎡)	市町村立以外 (㎡)	その他の公園面積 (都市計画区域外)	一人当り 公園面積 対住民基本 台帳人口		処理人口 (人)	年間 総収集量 (㎏)	処理人口 (人)	年間 総収集量 (㎏)		
諏訪																	
下諏訪町	19,155	19,332	216,208	951,763		30,156		621,896				3	339	252	19,242	5,316	
富士見町	14,084	14,326	909,244	4,087,999	7,267	37,094		470,137				107	1,162	1,636	14,270	3,507	
原村	7,680	8,041	451,537	2,797,480		6,689						21	391	1,759	8,030	1,577	
計	40,919	41,699	1,576,989	7,836,842	7,267	73,939	1,092,033				131	1,892	3,647	41,542	10,400		
上																	
辰野町	18,555	18,864	486,242	2,318,417		101,778		375,555	510,000		186	1,054	1,227	18,762	4,051		
箕輪町	24,989	24,681	410,241	1,723,459	27,550	46,077	113,200				103	1,828	2,930	24,630	4,499		
飯島町	9,004	9,268	343,671	2,302,770		42,793	88,000				159	897	1,039	9,173	1,749		
伊南箕輪村	15,797	15,833	283,886	1,228,899		5,702	525,932				21	159	1,029	15,864	2,880		
中川村	4,651	4,767	234,608	1,059,013	49,791	52,126	512,600				129	406	575	4,739	801		
宮田村	8,569	8,908	189,967	1,370,752		16,568	92,900				112	131	327	8,878	1,757		
計	81,565	82,321	1,948,615	10,003,310	77,341	265,044	1,708,187		510,000		710	4,475	7,127	82,046	15,737		
下																	
松川町	12,530	12,843	386,763	2,123,892	8,834	36,948	122,000						1,631	1,386	12,843	2,439	
高森町	12,811	12,916	317,355	2,103,655	14,027	14,244	113,526				38	615	676	12,869	2,132		
阿南町	4,299	4,321	313,216	2,137,968	33,643	61,177			468,384		215	399	305	4,278	577		
阿智村	6,068	6,150	293,358	1,815,587	5,252	74,901			103,167		198	305	2,576	6,109	1,736		
平谷村	387	389	30,587	209,785	4,274	25,005					39	11	404	401	45		
根羽村	852	883	95,958	541,187	1,775	76,418					66	65	104	878	233		
下條村	3,545	3,606	190,905	779,169	15,606	18,287			79,062		183	119	175	3,606	378		
売木村	548	507	52,836	354,900	12,381	24,571	537,992				60	29	89	496	98		
天龍村	1,178	1,167	131,389	791,763	8,904	73,322					61	177	193	1,183	213		
泰阜村	1,542	1,558	171,511	982,492	41,829	22,534			122,832		134	388	306	1,536	193		
喬木村	5,973	6,107	183,317	923,913		12,791			114,053		27	112	158	6,064	984		
豊丘村	6,426	6,687	366,191	1,332,141		30,185			133,640		50	57	159	6,687	1,129		
大鹿村	1,023	941	124,958	823,761	20,558	87,162					71	399	341	937	166		
計	57,182	58,075	2,658,344	14,920,213	167,083	557,545	235,526	537,992	1,021,138	13,988	1,142	4,307	6,872	57,887	10,323		
上																	
上松町	4,131	4,160	124,346	590,547	26,219	45,153	19,686				138	1,060	1,060	4,100	752		
南木曾町	3,915	3,970	164,551	684,998	46,453	32,184					187	692	639	3,934	1,083		
木曾町	10,584	10,425	499,359	2,542,154	73,559	134,274	24,856		9,104		364	1,376	1,577	10,336	2,775		
木祖村	2,692	2,716	117,400	919,587	10,986	43,986					86	261	273	2,693	423		
王滝村	715	713	160,917	1,689,254	7,558	40,364					71	40	103	700	161		
大桑村	3,439	3,487	108,793	524,144	25,220	55,077			105,511		108	308	360	3,461	817		
計	25,476	25,471	1,175,366	6,950,684	189,995	351,038	44,542		114,615		954	3,737	4,012	25,224	6,011		



# 集計表

区分 市町村	国勢調査人口 <令和2年> (R4.3.31現在)	住民基本 台帳人口 (R4.1.1現在)	道 路		農道延長 市町村有 (m)	林道延長 市町村有 (m)	公 園				廃棄物処理施設(し尿)		廃棄物処理施設(ごみ)	
			実延長 (m)	面 積 (㎡)			市町村有 (㎡)	その他の公園面積 (都市計画区域外)	一人当たり 公園面積 対住民基本 台帳人口	公営住宅等 公営住宅 改良住宅 単独住宅 (戸)	処理人口 (人)	年 間 総収集量 (kl)	処理人口 (人)	年 間 総収集量 (t)
麻 績 村	2,593	2,581	276,847	1,237,369		9,514	33,112		12.8	76	259	261	2,536	520
生 坂 村	1,639	1,705	221,131	615,364	9,142	16,320			8.5	67	265	146	1,705	413
山 形 村	8,400	8,587	167,660	774,530	19,733		72,953				47	270	8,539	2,447
朝 日 村	4,279	4,405	132,475	818,360	3,489	38,386				28	40	83	4,379	997
筑 北 村	4,149	4,270	309,719	1,506,157	44,890	81,392	9,375		2.2	103	268	385	4,240	1,038
計	21,060	21,548	1,107,832	4,951,780	57,521	165,345	115,440		5.4	274	879	1,145	21,399	5,415
池 田 町	9,382	9,557	299,484	1,296,954	15,834	7,907	244,449		25.6	62	681	455	9,714	2,908
松 川 村	9,599	9,670	215,137	1,210,427	3,662	17,748	256,137	202,000	47.4	133	595	519	9,639	2,724
白 馬 村	8,575	8,513	315,429	1,480,480	48,627	25,141	59,009		6.9	24	895	887	8,452	3,082
小 谷 村	2,647	2,697	277,352	1,065,093	16,420	109,071				95	377	526	2,769	858
計	30,203	30,437	1,107,402	5,052,954	84,543	159,867	559,595	202,000	25.0	314	2,548	2,387	30,574	9,572
坂 城 町	14,004	14,407	263,569	1,201,299	14,323	31,841	11,759		21.2	219	2,220	3,616	14,351	4,585
小 布 施 町	10,660	11,020	185,317	909,942	1,742		289,972		26.3	55	186	370	10,979	2,954
高 山 村	6,617	6,720	299,606	1,601,971	5,370	52,341	101,164		15.1	38	316	380	6,678	1,184
信 濃 町	7,739	7,923	307,444	3,111,643	12,395	34,502	27,453		3.5	47	1,321	1,955	7,872	463
飯 綱 町	10,296	10,713	497,686	3,307,074	20,067	1,314				56	807	780	10,656	2,245
小 川 村	2,215	2,357	381,526	2,428,752	33,661	18,540				116	44	383	2,355	417
計	51,531	53,140	1,935,148	12,560,681	87,558	138,538	611,581	112,923	13.6	531	4,894	7,484	52,891	11,848
山ノ内町	11,352	11,680	202,191	945,101	93,563	113,372	121,998		10.4	68	929	1,139	11,680	4,125
木 島 平 村	4,375	4,508	198,261	1,225,459		45,705	230,000		51.0	23	295	258	4,233	928
野 沢 温 泉 村	3,279	3,454	243,511	1,071,494	5,366	18,271	262,813		76.1	66	25	51	3,411	1,010
柴 村	1,660	1,692	352,271	2,479,370	6,633	77,671	125,151		74.0	79	229	325	1,669	513
計	20,666	21,334	996,234	5,721,424	105,562	255,019	384,811		34.7	236	1,478	1,773	20,993	6,576
町 村 計	403,549	411,973	16,449,533	89,157,609	1,154,877	2,494,854	739,992	13,988	23.8	5,565	32,077	57,539	410,552	97,513
果 計	2,048,011	2,056,970	42,193,400	212,133,621	3,134,974	4,713,092	6,295,569	13,988	16.5	22,099	112,178	160,854	2,050,867	558,465
市 平 均	86,551	86,579	1,354,940	6,472,422	104,216	116,749	936,901	44,750	0.8	870	4,216	5,438	86,332	24,261
町 村 平 均	6,958	7,103	283,613	1,537,200	19,912	43,015	107,389	241	0.4	96	553	992	7,078	1,681
県 平 均	26,598	26,714	547,966	2,754,982	40,714	61,209	312,074	182	0.2	287	1,457	2,089	26,635	7,253

集計表

市町村	給水人口		人口	下水道				水道				普及率 (%)	
	国勢調査人口 <令和2年> R4.3.31	飲料水 供給施設 市町村営		公共下水道		農業集落排水施設		林業集落排水施設		簡易排水施設			小規模排水 現在処理 区域人口 e (人)
				現在処理 区域人口 a (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	普及率 (%) 行政区域 内人口	現在処理 区域人口 b (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 c (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 d (人)		
長野市			371,651	348,874	94,242,990	6,686	6,326,000				95	7,720	97.8
松本市			236,968	229,701	59,960,000	660	200,000				8	6,672	100.0
上田市			154,615	124,633	43,557,700	23,706	11,392,000				52	3,721	98.4
岡谷市			48,095	47,669	14,569,000						71		99.1
飯田市	1,527		98,398	81,603	27,605,000	5,509	1,880,000					7,956	96.7
諏訪市	189		48,636	48,049	16,190,000							493	99.8
須坂市	125	48	50,062	48,857	15,440,300	935	620,000					993	101.4
小諸市	738		41,756	28,270	11,265,000	7,053	3,414,000					7,095	101.6
伊那市	3,439		66,528	49,370	19,630,000	10,508	5,290,000		45	10,000		5,291	98.0
駒ヶ根市			32,189	19,206	9,200,000	11,082	4,000,000					2,480	101.8
中野市	1,527		43,477	29,894	10,230,000	805	7,190,000					1,801	99.3
大町市	176		26,425	18,734	11,490,000	805	570,000				52	5,255	94.0
飯山市			20,059	16,440	10,011,600	3,172	2,500,000					333	99.4
茅野市			55,108	53,278	26,096,000						35	1,655	99.7
塩尻市			66,329	62,197	18,360,000	3,367	2,080,000				47	408	99.5
佐久市		23	98,439	75,934	26,393,000	5,310	2,640,000				209	15,233	98.3
千曲市			59,833	55,041	20,641,100	4,436	3,480,000					131	99.6
東御市			29,677	22,613	10,430,000	4,146	1,690,000					500	98.5
安曇野市		14	96,752	86,172	31,060,000	2,747	910,000					4,822	96.9
計	7,746	85	1,644,997	1,446,535	476,371,690	101,596	54,182,000		45	10,000	360	74,029	98.7
小海町	90		4,414	3,380	1,847,000							999	99.2
佐久穂町	769	193	10,605	8,990	3,562,000	812	340,000					762	99.6
川上村	3,802		3,844	1,786	650,000	1,952	1,210,000					734	116.3
南牧村	3,071		3,065	674	457,000	277	360,000					55	99.7
南相木村	962		969									932	96.2
北相木村	671		690									611	88.6
軽井沢町			21,231	9,856	6,590,000	585	500,000					8,160	87.6
御代田町			16,052	14,662	7,734,500	456	170,000					1,426	103.1
立科町	453		6,970	3,258	1,557,000	3,047	1,770,000				194	342	98.1
計	9,818	193	67,840	42,606	22,397,500	7,129	4,350,000				249	16,016	97.3
長和町			5,815	5,077	3,110,000				54	30,000		440	95.8
青木村	4,257		4,293	3,917	1,500,000							261	97.3
計	4,257		10,108	8,994	4,610,000				54	30,000		701	96.4

集計表

市町村	区分	下水道等															
		給水人口		人口		公共下水道		農業集落排水施設		簡易排水施設		小規模排水		合併処理		普及率 (行政区域 内人口)	
		国勢調査人口 (令和2年) R4.3.31 市町村營	飲料水 供給施設 市町村營	行政区域内人口 (住基人口)	行政区域 内人口	現在処理 区域面積 (㎡)	普及率 (%)	現在処理 区域人口 b	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 c	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 d	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 e	合併処理 浄化槽 処理人口 g		合併処理 処理人口 f
諏訪	下諏訪町			19,332	19,333	5,190,000	99.5								57		99.8
	富士見町			14,326	11,274	6,961,000	78.7	1,622	760,000						1,046		97.3
	原村			8,041	5,907	2,727,000	73.5								1,596		93.3
	計			41,699	36,414	14,878,000	87.3	1,622	760,000						2,699		97.7
上	辰野町	787	147	18,864	16,613	7,560,000	88.1	1,488	850,000						520		98.7
	箕輪町			24,681	20,293	8,770,000	82.2	3,964	1,490,000						740		101.3
	飯島町	110		9,268	5,266	3,060,000	56.8	1,777	950,000						1,924		96.8
伊	南箕輪村			15,833	15,615	8,561,086	98.6								540		102.0
	中川村			4,767	2,704	1,620,000	56.7	1,124	500,000					66	707		96.5
	宮田村			8,908	7,508	2,730,000	84.3	1,370	4,430,000						109		100.9
	計	897	147	82,321	67,999	32,301,086	82.6	9,723	8,220,000				66	4,540			100.0
	松川町			12,843	5,473	2,030,000	42.6	5,336	2,240,000						1,722		97.6
	高森町	2,564	18	12,916	8,612	4,320,000	66.7	2,932	980,000						1,577		101.6
下	阿南町	3,906		4,321				2,226	1,350,000				70		1,092		78.4
	阿智村			6,150	3,064	1,340,000	49.8	937	440,000						1,803		94.4
	平谷村	361		389				341	430,000						32		95.9
	根羽村	846		883				654	440,000				32		193		99.5
伊	下條村	3,569		3,606											3,481		96.5
	荒木村	479		507				341	280,000						151		97.0
	天龍村	1,004	55	1,167	754	486,000	64.6								223		83.7
	秦阜村	1,476		1,558											1,147		73.6
那	喬木村			6,107	4,558	1,640,000	74.6	507	200,000						909		97.8
	豊丘村			6,687	3,492	1,730,000	52.2	2,184	410,000						944		99.0
	大鹿村	823		941											538		57.2
	計	15,028	73	58,075	25,953	11,546,000	44.7	15,458	6,770,000			102	13,812				95.3
	上松町	4,026		4,160	2,905	1,650,000	69.8								648		85.4
	南木曾町	3,544		3,970	321	180,000	8.1	678	280,000						2,388		85.3
木	木曾町	5,292	247	10,425	7,322	4,390,000	70.2	1,049	560,000	24	70,000				1,486		94.8
	木祖村	2,688		2,716	1,811	730,000	66.7	268	150,000						504		96.0
	王滝村	700		713				500	730,000				25		79		94.1
曾	大桑村	3,460		3,487	1,163	470,000	33.4	1,584	450,000				64	130,000	616		96.4
	計	19,710	247	25,471	13,522	7,420,000	53.1	4,079	2,170,000	24	70,000		64	130,000	5,721		92.1

集計表

区分 市町村	給水人口		人口		下水道等										普及率 (行政区域 内人口) (%)	普及率 (行政区域 内人口) (%)		
	国勢調査人口 <令和2年> R4.3.31	飲料水 供給施設 市町村営	行政区域内人口 (住基人口)	行政区域内人口	公共下水道		農業集排水施設		林業集排水施設		簡易排水施設		小規模排水				合併処理 浄化槽	
	(人)	(人)	(人)	(人)	現在処理 区域内人口 a	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 b	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 c	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 d	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 e	現在処理 区域面積 (㎡)			現在処理 区域内人口 f	現在処理 区域面積 (㎡)
松	2,552		2,581	2,017	980,000	157	200,000									340	97.4	
本	1,594		1,705	867	260,000											659	89.5	
山形	22		8,587	8,515	2,810,000											55	99.8	
朝日	4,379		4,405	4,379	2,250,000											17	99.8	
筑北	4,213		4,270			2,258	1,570,000	54	80,000							1,561	90.7	
計	12,760		21,548	14,911	6,040,000	3,282	2,030,000	54	80,000							2,632	96.9	
池田	72	4	9,557	8,989	3,830,000											416	98.4	
松川			9,670	9,533	3,370,000											246	101.1	
白馬			8,513	6,495	4,530,000	46	40,000									2,129	101.8	
小谷	2,277		2,697	288	346,000	624	380,000									1,319	82.7	
計	2,349	4	30,437	25,305	12,076,000	670	420,000									4,110	98.8	
坂城			14,407	13,577	5,870,000											1,642	105.6	
小布施			11,020	8,819	2,840,000	2,176	5,950,000									62	100.3	
高山			6,720	4,483	1,880,000	2,085	2,390,000									71	98.8	
信濃			7,923	3,524	2,550,000	2,051	1,300,000									2,123	97.2	
飯綱			10,713	7,360	3,090,000	2,516	1,150,000						28			714	99.1	
小川	2,325		2,357	1,935	1,210,000											376	98.0	
計	2,325		53,140	39,698	17,440,000	8,828	10,790,000						28			4,988	100.8	
山ノ内	974		11,680	8,105	3,200,000	2,724	1,750,000									545	97.4	
木島	190		4,508	4,229	3,060,000	149	160,000									65	98.6	
野沢温泉	542	22	3,454	2,661	1,300,000	750	770,000										98.8	
栄	1,580		1,692			173	210,000									1,264	84.9	
計	3,286	22	21,334	14,995	7,560,000	3,796	2,890,000									1,874	96.9	
町村計	70,430	686	411,973	290,397	136,268,586	54,587	38,400,000	78	150,000	118	160,000	249	249	160,000	57,093	97.8		
県計	78,176	771	2,056,970	1,736,932	612,640,276	156,183	92,582,000	78	150,000	163	170,000	609	609	170,000	131,122	98.5		
市平均	408	4	86,579	76,133	25,072,194	5,347	2,851,684			2	526	19	19	526	37	3,896	98.7	
町村平均	1,214	12	7,103	5,007	2,349,458	941	662,069	1	2,586	2	2,759	4	4	2,759	4	984	97.7	
県平均	1,015	10	26,714	22,558	7,956,367	2,028	1,202,364	1	1,948	2	2,208	8	8	2,208	12	1,703	98.5	

集計表

区分 市 町 村	児童福祉施設		老人福祉施設				保護施設			
	保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		軽費老人ホーム		授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数
			市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数		
長野市	32	1		1.2			3.1			
松本市	43	1	1	0.5		5.4				
上田市	29	1								
岡谷市	13									
飯田市					3					
諏訪市	13									
須坂市	10			0.2		0.4				
小諸市	7					0.3				
伊那市	19									
駒ヶ根市	8									
中野市	12			0.5		2.4				
大町市	8			0.5						
飯山市	8			0.2		1.2				
茅野市	15		1							
塩尻市	15			0.2		2.0				
佐久市	15			0.5	3	0.5				
千曲市	12			0.2		0.6				
東御市	5			0.1						
安曇野市	18			0.2		0.3				
計	282	3	2	4.3	7	16.2				
小海町	1					0.1				
佐久穂町	3					0.2				
川上村	1					0.1				
南牧村	2					0.1				
南相木村	1					0.1				
北相木村	1					0.1				
軽井沢町	4			0.2		0.2				
御代田町	2			0.1		0.2				
立科町	1			0.1		0.1				
計	16			0.4		1.2				
上長和町	2									
小青木村	1									
計	3									

集計表

区分 市町村	児童福祉施設		老人福祉施設				母子生活支援施設		介護老人ホーム				特別養護老人ホーム		経費老人ホーム		障害施設		更生施設		
	保育所	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	市町村立	組合立	箇所数	
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	
諏訪																					
下諏訪町	3																				
富士見町	5																				
原村	1																				
計	9																				
上																					
辰野町	6																				
箕輪町	8																				
飯島町	3																				
伊																					
南箕輪村	5																				
中川村	2																				
那																					
宮田村	2																				
計	26																				
下																					
松川町	5																				
高森町	4																				
阿南町	3																				
阿智村	6																				
伊																					
平谷村	1																				
根羽村	1																				
下條村	1																				
那																					
壳木村	1																				
天龍村	1																				
泰阜村	1																				
那																					
喬木村	3																				
豊丘村	3																				
大鹿村	1																				
計	31																				
木																					
上松町	1																				
曾																					
南木曾町	3																				
木曾町	4																				
木祖村	1																				
王滝村	1																				
大桑村	1																				
計	11																				

集計表

区分 市町村	児童福祉施設		老人福祉施設				施設				保護施設	
	保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	特別養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	経費老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数	
松	1					0.2						
山形村	1			0.1		0.3						
朝日村	1					0.2						
筑北村	2					0.2						
計	6			0.1		1.1						
池田町				0.1								
松川村				0.2								
白馬村	1			0.1								
小谷村				0.1			1					
計	1			0.5			1					
坂城町	3			0.1		0.2						
小布施町	2			0.1		0.2						
高山村	1					0.1						
信濃町	4			0.1		0.1						
飯綱町	3			0.1		0.2						
小川村	1					0.1						
計	14			0.4		0.9						
山ノ内町	5			0.2		0.8						
木島平村	1			0.1		0.3						
野沢温泉村						0.2						
栄村	2					0.1						
計	8			0.3		1.4						
町村計	125		1	2.7	9	5.8	1					
県計	407	3	3	7.0	16	22.0	1					
市平均	14.8	0.2	0.10	0.20	0.40	0.90						
町村平均	2.2		0.02		0.20	0.10	0.02					
県平均	5.3			0.10	0.20	0.30	0.01					

集計表

区分 市町村	その他の市町村立施設																								
	児童館		公会堂 市民会館		公民館		図書館		博物館				体育施設		療養施設		施設		青年の家 自然の家		集会所				
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数			
長野市	35	4	7	46	2	2	1					38	1	29	9	4,962	10	494	504	224	224	12	2	582	
松本市	27		8	36	11	1	3	1				25	1	23	8	3,367	9	377	386	112	112	8	1	64	
上田市	11	4	4	257	4	1	2	1				14	1	2	6	2,213	2	174	176	109	109	4		407	
岡谷市			2	3	1		1	1				2		1	1	589		57	57	42	42	1		95	
飯田市	7		2	48	19	1	1	1				7	1	12	9	933	8	135	143	38	38	3		423	
諏訪市	1		2	6	2	1		2				5	1	2	2	580	1	78	79	16	16	1	1	81	
須坂市	4	1	3	79	1	1		2				3		2	3							1		102	
小諸市	4	1	2	1	1			2				3	3	3	3	664		33	33	27	27	1		111	
伊那市			2	93	2							5	1	1	5	385	2	92	94	17	17	2		383	
駒ヶ根市	4		1	34	3							7		2	4	475		47	47	19	19	1		128	
中野市	2	2	3	78	4	1						4		2	4	539		50	50	34	34	2			
大町市	1		1	7	1		1					6	1	2	1	199	2	34	36			1		101	
飯山市	3		1	11	1							4		1	2	288		18	18			1		165	
茅野市			1	11	1	1		2				2	1	1	5	360	3	55	58	6	6	1	1	57	
塩尻市	9		1	76	9		1					5	1	3			1		1			2		151	
佐久市	19	3	4	8	5			2				12	2	8								3			
千曲市	9	1	3	77	3							6	2	17	4							1	2	232	
東御市	5	2	1	73	1							4	1	3	4	60	1	1	1			1			
安曇野市	9		4	5	5	1	1	2				9				983	1	88	89	39	39	5			
計	150	18	52	949	76	10	3	12	11	1	63	9	79	88	2,241	15,656	40	1,732	1,772	683	683	51	7	3,082	
小海町	1		2	12	1			1														1		61	
佐久穂町	1	1	1	1	1	1						3		3	1		97	7	7					73	
川上村			1	8	1							1		5			1	2	3					35	
南牧村				8	1							1		1			2	2	2						81
南相木村				1	1							1		1			1	1	1						
北相木村				10								1					1	1	1						27
軽井沢町	6			25	2			2				1	1	1	1	103		26	26			1			
御代田町	2		1	1	1			1				3		1								1			8
立科町	1	1		34								2	1	2				5	5			1			95
計	11	2	5	100	8		3	1			13	2	12	1	2	200	5	40	45			4			380
長和町	1	1		32			1				3		1	1	1	140	1		1			1			137
青木村	1		1	1	1						1	1	1	1								1			
計	2	1	1	33	1		1				4	1	1	2	1	140	1		1			2			137





# 集計表

区分 市町村	その他の市町村立施設																												
	児童館		公会堂 市民会館		公民館		図書館		博物館				体育施設		診療		施設		集会所										
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数									
松																													
麻績村																													
生坂村	1																												
山形村	1	1																											
朝日村																													
筑北村	1																												
計	3	1	8	3																									
池田町	2	1	33	1																									
松川村			17	1																									
白馬村		1																											
小谷村			1	1																									
計	2	2	51	4																									
坂城町	3	1																											
小布施町																													
高山村			1																										
信濃町			4																										
飯綱町		1	26																										
小川村			1																										
計	3	1	89	2	2	2	1	9	4	2	258	3	19	22	258	3	19	22	258	3	19	22	163						
山ノ内町		1	4	1																									
木島平村		1																											
野沢温泉村	1		1																										
栄村		1	1																										
計	1	4	6	1																									
町村計	27	4	28	455	38																								
県計	177	22	80	1,404	114	10	6	22	16	1	265	27	176	86	15	88	103	2,939	16,944	19,883	74	1,931	2,005	2	717	719	86	7	5,133
市平均	7.9	0.9	2.7	49.9	4.0	0.5	0.2	0.6	0.6	0.1	8.5	0.8	6.0	3.3	0.5	4.2	4.6	117.9	824.0	941.9	2.1	91.2	93.3		35.9	35.9	2.7	0.4	162.2
町村平均	0.5	0.1	0.5	7.8	0.7		0.1	0.2	0.1		1.8	0.2	1.1	0.4	0.1	0.2	0.3	12.0	22.2	34.2	0.6	3.4	4.0		0.6	0.6	0.6		35.4
県平均	2.3	0.3	1.0	18.2	1.5	0.1	0.1	0.3	0.2		3.4	0.4	2.3	1.1	0.2	1.1	1.3	38.2	220.1	258.2	1.0	25.1	26.0		9.3	9.3	1.1	0.1	66.7